

「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	毎年、PDCAで、「内部、外部（有識者含む）」による評価が行われ、アクションに繋がっていきます（3ページ）。その中で、中間年度での「検証」の位置付けが不明確だと思います。検証は誰が行うのか？等を明記し、PDCAとの違いを明確にする必要があるように感じます。	3ページ～4ページ/3 計画期間、4 計画の進行管理と評価	1	計画に掲載する事業について、毎年度、PDCAによる進行管理をしつつも、社会状況の変化等、中長期的な視点からの計画の進捗を検証し、成果指標等計画の見直しをするために、中間年度の検証期を設けております。ご意見を踏まえて、素案を修正いたします。	素案を修正いたしません。
2	高齢社会が急速に進行することから、社会福祉協議会と保健センターの機能を充実拡大するとともに、一体化する方向を考えてもよいと思う。	44ページ	1	少子高齢化や人口減少等による共同体機能の低下や地域課題の複雑化・多様化といった現状がございます。課題に対し、市と市社会福祉協議会にて、地域の身近な活動者や団体が連携を図れるよう支援してまいります。	素案のとおりといたします。
3	ボランティアを有料ボランティアとしたほうが良いと思う。	44ページ	1	ボランティアを有償とするかは個々の団体の判断となります。団体によって、資金面で脆弱なところもございますので、活動にかかる様々な支援等を活用していただきたいと考えております。	素案のとおりといたします。
4	老人だけのクラブは老人としては嫌だと思う。若い人も一緒に活動できる場を作ってほしい。	44ページ/⑤ 老人クラブの 会員増強運動 の支援	1	国が提唱する地域共生社会の実現に向けた「地域づくりに向けた支援」においても世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保を図ることが重要であるとされております。地域において主体となる団体とその活動は様々で、世代を問わない団体や多世代交流事業等もございます。基本目標1に記載の事業を通じて支援を推進してまいります。	素案のとおりといたします。
5	「③精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」にある記述は、「精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）の家族に対する支援の充実が実現できるよう、地域自立支援協議会にて協議します。」とするべきでは？	50ページ/③ 精神障害者を 支える地域包 括ケアシステ ムの構築	1	ご意見を踏まえて、修正させていただきます。	素案を修正いたしません。
6	「④日常生活支援等の推進〔福祉総務課（市社会福祉協議会）〕にある記述は、「認知症等の高齢者、知的障害者や精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）等の判断能力が不十分な方に対して、安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助、また必要な方には書類等預かりサービスを行います。」と修正するべきでは？	57ページ/① 日常生活支援 等の推進	2	ご意見を踏まえて、修正させていただきます。	素案を修正いたしません。
7	①高齢者見守り活動の推進について、以下の取組の追記を要望します。「◇一人暮らしの高齢者等の見守りを効果的かつ効率的に実施し、異変の早期発見に資するため、ライフライン事業者やホームセキュリティ会社等が提供する見守り支援サービスの内容を一覧で紹介し、比較検討できる仕組みの構築を検討します。	51ページ	1	いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
8	27ページの「③サービスの質の向上と新たなサービスの開発」の中で「支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができる対応を強化する」と記載されており、以下の取組の追記を要望します。「◇セーフティネット住宅に入居する単身高齢者を対象に、「簡単・安心・安価」な見守りサービスを提供する見守りサービス事業者に対し、さいたま市がサービス利用料の一部を補助する新たな事業を開発します。	66ページ/ セーフティ ネット住宅の 登録の推進	1	いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
9	素案のとおりで基本的には良いと思います。ただ、より市民の理解が深まるようにするには、全体的に第2期計画をどう総括したかという表現が欲しい。	—	1	第2期計画について、その振り返りを24ページから記載しております。第2期計画の検証期までの事業の評価としては、24ページの上段に記載したとおり、着実に基本施策を進めてきたと考えておりますが、取り組みや課題が多岐にわたるため、16の基本施策ごとに、取り組み状況や課題を記載しております。	素案のとおりといたします。
10	施策の進捗状況をより分かりやすくするための工夫として、随所に数値目標を設定してはいかがかと考えます。	—	1	施策の進捗を確認するため、本計画では基本施策ごとに成果指標を設けました。また、41ページから掲載の事業につきましては、事業ごとに目標を設定し、毎年度、地域福祉専門分科会にて進行管理し、ホームページ等を通じて公開してまいります。	素案のとおりといたします。
11	「③精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」について、高次脳機能障害は、障害者更生相談センターが対応されると思いますので、担当課に「障害者更生相談センター」を加えて下さい。	50ページ/③ 精神障害者を 支える地域包 括ケアシステ ムの構築	2	「障害者更生相談センター」では、高次脳機能障害に関する支援を実施しています。「精神障害者を支える地域包括ケアシステム」に、「障害者更生相談センター」を加えると、高次脳機能障害以外の支援も実施していると市民の方に誤解を与えるため、素案のとおりといたします。	素案のとおりといたします。

「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
12	第1号被保険者の構成比の掲載があるが、加えて第2号被保険者の構成比も掲載するべきでは。	15ページ/第1号被保険者の認定者構成比	1	このページでは、高齢者の現状として、第1号被保険者の認定者割合等を掲載していることから、素案のとおりといたします。	素案のとおりといたします。
13	精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移に高次脳機能障害、発達障害を含める。	18ページ/③精神障害者保険福祉手帳所持者数の推移	1	素案に掲載の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、高次脳機能障害や発達障害を主たる精神障害とする手帳所持者数を含めております。	素案のとおりといたします。
14	自立支援医療者に脳外科の利用者数を追記すべきでは。	19ページ/④自立支援医療利用者数の推移	1	自立支援医療は各医療とも脳外科に限らず様々な診療科での利用があるため、特定の診療科を特筆するのではなく、すべての診療科の利用者数を掲載しております。	素案のとおりといたします。
15	「⑭障害者への情報提供の充実」について、事業課に生涯学習振興課を追記し、事業内容の記載の冒頭を聴覚障害者や高次脳機能障害者にする。また、手話通訳者や要約筆記奉仕者に加えPCテイク者の派遣についても記載する。	52ページ/⑭障害者への情報提供の充実	1	当事業は、障害者総合支援法に基づく、意思疎通支援事業として、障害支援課が事業所管課となっております。その他、いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
16	「⑥コミュニティ施設等の利便性の向上」に、「市有施設等の利用を促進するためWi-FiやZOOM等の環境整備を行いICT化を推進します。」といった内容を追記する。	47ページ/⑥コミュニティ施設等の利便性の向上	1	いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
17	「⑦通いの場の活動支援」について、高齢者のみならず、第2号被保険者を含めた標記に変更した方がよい。	47ページ/⑦通いの場の活動支援	1	一般介護予防事業の対象者は「第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者」とされていることから、素案のとおりとします。なお、「通いの場」に第2号被保険者が参加することや支援者として関わることを妨げるものではありません。	素案のとおりといたします。
18	「⑦地域包括支援センター（シニアサポートセンター）運営の充実（運営協議会、区連絡会、地域支援会議の充実）」について、地域包括支援センターの名称はミドル・シニアサポートセンターに変更すべきと考える。また、事業課に障害支援課を加える。	54ページ/⑦地域包括支援センター（シニアサポートセンター）運営の充実（運営協議会、区連絡会、地域支援会議の充実）	1	センターの役割を端的に表し、市民に親しみを持ってもらえるような愛称とする趣旨で、シニアサポートセンターと定めており、一定程度、市民に定着していることから、素案のとおりとします。なお、第2号被保険者である中途障害者等の方にも気軽にご利用いただけるよう、市報等での周知に取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。
19	「⑧障害者の相談支援体制の強化」については、「第2号被保険者の相談支援体制」に変更した方がよい。また、事業課にいきいき長寿推進課を追加すべき。	54ページ/⑧障害者の相談支援体制の強化	1	第2号被保険者である中途障害者等の方に限らず、広く障害者の相談支援体制を強化するという趣旨であることから、素案のとおりとします。	素案のとおりといたします。
20	素案のとおりでよいと思います。これだけのことを実行するにはかなりの担い手が必要になると推察されます。隣近所との付き合いが希薄になっており、地域にそして身近に話やすく信頼できる相談所と相談員が必要だと思います。地域の中で昔のように世話好きおばさんみたいな方がいてくださるといいですね。	—	1	ご意見のとおり、隣近所との付き合いについては、地域福祉に関する意識調査でも第2期計画と比較し、地域のつながりの希薄化が進んでいる状況です。第3期計画では「誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり」を基本目標に据えており、事業を通じて、地域での支え合い活動の担い手育成を図ってまいります。	素案のとおりといたします。
21	子どもの高次脳機能障害について、どのような施策を、どの部署が担当されるのか、記して下さい。	発達障害について記されている付近（62ページに記載あり）	1	ご意見のとおり、高次脳機能障害は年齢を問わず、子どもでも起こりえる障害です。子どもの高次脳機能障害については、従前から高次脳機能障害者支援として対応しています。61、62ページ記載にある「家族教室」及び「地域相談会」において、子どもの高次脳機能障害のある方も対象としていることから、素案のとおりといたします。	素案のとおりといたします。
22	「(3) 権利擁護の推進」に「特定援助対象者法律相談援助制度」について記して下さい。	57ページ/ (3) 権利擁護の推進	1	「特定援助対象者法律相談援助制度」は関係機関の支援者からの申込により弁護士等が出張法律相談を行う制度と認識しております。当課所管の高齢・障害者権利擁護センター事業では、支援機関が対応に迷った時などに、弁護士等に助言を得ることができる、スーパーバイズ事業を実施していることから、素案のとおりといたします。	素案のとおりといたします。
23	「⑨ワークステーションさいたまにおける就労支援の実施」の次の項目あたりに「治療と仕事の両立支援」について計画に記して下さい。	56ページ	1	いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
24	「⑭障害者への情報提供の充実」について、現在、実施している失語症意思疎通支援者養成事業の延長線で、失語症意思疎通支援者派遣事業を実施することを記して下さい。	52ページ/⑭ 障害者への情報提供の充実	1	本市では失語症者向け意思疎通支援者養成研修を令和2年度より埼玉県と共に実施しておりますが、派遣事業については、研修修了者数がまだ少なく実施見通しが立っておりません。いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
25	「⑭障害者への情報提供の充実」について、令和4年5月25日に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されたことを受けて、どのような施策を展開するのか記して下さい。	52ページ/⑭ 障害者への情報提供の充実	1	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」については、市長を本部長とするさいたま市障害者施策推進本部会議において幹部職員に対して周知したほか、全庁職員にも同様に周知を行いました。今後も法の趣旨に基づき、各部署が事業を運営するよう周知してまいります。また、さいたま市内の事業者に対しても、障害者差別解消法の改正内容と共に周知してまいります。	素案のとおりといたします。
26	「⑨認知症に対する正しい理解の普及」の前後に、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者が、器質性精神障害と診断されれば、障害福祉サービスを利用できることの周知を。	51ページ/⑨ 認知症に対する正しい理解の普及	1	介護保険の第2号被保険者に限らず、障害者総合支援法及び同法施行令に基づき、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険のサービスの利用が優先されることとなっております。しかしながら、介護保険のケアプランに基づき、障害者が必要なサービスやサービス量を確保し、介護保険の支給限度額の制約から必要量を確保できない場合や介護保険では必要な支援がない場合は、障害福祉サービスの支給決定を行っております。このように、介護保険サービス利用者が、障害福祉サービスを利用できる旨、地域包括支援センター等で、制度周知をはかっていることから素案のとおりとします。	素案のとおりといたします。
27	「⑨認知症高齢者等に対する見守りの推進 [いきいき長寿推進課]」について、高次脳機能障害児も記憶障害、地誌的障害の場合があるため「行方不明となるおそれ」のある方も、支援対象に含めて下さい。	51ページ/⑨ 認知症高齢者等に対する見守りの推進	1	本事業は、場所に関する見当識障害のある高齢者等の安全確保とその家族への支援のために実施している事業です。認知症高齢者、若年性認知症者及び記憶障害のある方を対象としており、認知症や記憶障害のある方は高次脳機能障害の有無にかかわらず事業の対象となります。	素案のとおりといたします。
28	ケアラー・ヤングケアラー啓発事業について、もう少し具体的な事業がほしいと思ったから。例えば介護保険の要介護度の認定通知をする際にケアラーが利用できるサービスの情報をいれるなどです。草加市で介護者サロンの一覧表を同封しているところもあると聞いています。59ページの下から5行目以下に挿入する。	59ページ/① ケアラー・ヤングケアラー啓発事業	1	ケアラー・ヤングケアラー支援の周知啓発のためには、様々な媒体を活用して行っていくことが重要であり、ご意見のように、各事業における周知啓発の機会等とも連動させながら行うことも効果的であると考えております。今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
29	自分らしく、地域で暮らすことは理想的目標ではありませんが、支える方法にはデリケートさが必要です。何がその方にとって幸せかの見極めは簡単ではありません。民生委員のサポーターの立場の育成、人間的に暖かく、聞く耳があり、口のかたい、介護の経験者などの人材育成コースがあったらと感じています。さいたま市で両親の介助し、さいたま市の福祉の優しさ、思いやりの方針に助けられて介助できたことに感動しております。	—	1	地域福祉に関する意識調査では、市の取り組むべき施策として、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」の割合が高くなっております。第3期計画では「誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり」を基本目標に据えており、事業を通じて、地域での支え合い活動の担い手育成を図ってまいります。	素案のとおりといたします。
30	PDCAサイクルに基づいて、進捗管理をすると書かれておりますが、ケアラー・ヤングケアラー支援の推進については、現状→問題の指摘→課題の特定→施策事業の推進となっており、計画の実行性に疑問があります。取組の方向性と実施事業では、目標の数値が示されていません。せめて、ケアラー・ヤングケアラーの社会的認知度の向上、研修回数、受講生数くらい数値目標があってもよいと思います。また、記載されている実施事業のほとんどは、ケアラー・ヤングケアラー支援が行政に意識される前から行われている事業（一部を除く）で、どの程度ケアラー・ヤングケアラーの視点から実施されているか未知数です。要介護者支援によるケアラー・ヤングケアラーの負担軽減のみではケアラー・ヤングケアラー支援にはなりません。ケアラー・ヤングケアラー支援は、彼らが担っているケア役割以外の生活の側面に注目し、人生の充実を応援することです。地域の助けあいによるケアラー・ヤングケアラー支援の道筋がみえません。	59～64ページ	1	基本施策の進捗を確認し、今後の施策展開の判断材料とするために、本計画では新たに基本施策ごとに成果指標を設定いたしました。また、計画書への掲載はございませんが、掲載事業の全てに対して、個別の事業目標を設定しており、有識者や市民による外部評価（社会福祉審議会地域福祉専門分科会）において、各事業の進捗状況の検証や必要な課題の把握、分析をしてまいります。ご意見のとおり、既存事業がどの程度ケアラー・ヤングケアラー支援に資するかというのは、本市においてもいまだ過渡期にあるため不透明な部分もございますが、各事業所管課が、ケアラー支援の視点を持って事業を実施していくよう転換を図るための意識啓発を継続してまいります。いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
31	ケアラーなどの言葉の説明が欲しいです。	59～64ページ	1	作成する用語解説の中に、「ケアラー」「ヤングケアラー」の解説を記載いたします。	素案を修正いたします。
32	【基本方針】の前に、条例の前文のような、ケアラー・ヤングケアラー支援の背景など書いてほしいです。ケアラー・ヤングケアラー支援については、その必要性がまだまだ知られておりません。	59ページ	1	他の基本施策のバランスから、特出しでの記載はいたしません。ご意見の趣旨を踏まえ、【基本方針】の表記を一部修正させていただきます。	素案を修正いたします。

「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
33	【基本方針】の「ケアラーの負担軽減・解消に向けた支援を進めます」の表記を「ケアラーの心身の負担の軽減・解消、充実した人生に向けた支援を進めます」にすべき。	59ページ	1	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、表記を一部修正させていただきます。	素案を修正いたします。
34	【取組の方向性】について、「ケアラー・ヤングケアラーの早期発見」を入れてください。主体は学校、専門職、地域などです。（条例第4条第2項関係）	59ページ	1	「取組の方向性」に掲載した「相談支援体制の整備」や「広報・啓発活動の推進」を着実に進めていくことで、支援を必要としているケアラー・ヤングケアラーの早期発見につなげていきたいと考えております。ご意見のとおり、学校、専門職等の地域における多様な主体と連携を図りながら進めていく必要がございますことから、【基本方針】の表記を一部修正させていただきます。	素案を修正いたします。
35	【実施事業】の「1-①福祉まるごと相談窓口による相談支援」について、「（前略）福祉まるごと相談支援員が、ケアラーの話をよく聴き、支援ニーズを把握し、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行う等、課題解決に向けた家族全体の支援を実施します。また、適切なサービスの開発も行います。」との表記にすべき。	59ページ	1	いただいたご意見の趣旨及び当該窓口が果たすべき役割等を総合的に勘案し、表記を一部修正させていただきます。当該窓口がサービスの開発を行うものではないとさせていただきますが、当該窓口における事例やニーズ等の積み重ねが、新たなサービスの検討にもつながっていくものと考えております。	素案を修正いたします。
36	【実施事業】の「1-②子ども家庭総合支援拠点による相談支援」について、「（前略）子どもやその家庭に関する幅広い相談（後略）」を「（前略）ヤングケアラーやその家庭に関する幅広い相談（後略）」との表記にすべき。	59ページ	1	子ども家庭総合支援拠点では、ヤングケアラーを含む子どもやその家庭に関する相談を幅広く受け付け、関係機関と連携した支援を実施してまいります。そのため、記載については、素案のとおりといたします。	素案のとおりといたします。
37	【実施事業】の「1-③電話相談センターによる相談支援」について、「③ケアラー電話相談による相談支援」との表記にすべき。また、「（前略）関係機関や専門窓口と連携して必要な支援を実施します。」を「（前略）関係機関や専門窓口と連携して家族も含めた必要な支援を実施します。」との表記にすべき。	59ページ	1	『「③ケアラー電話相談による相談支援」との表記にすべき』のご意見については、『対象者を明確にしたほうが良い』という趣旨と理解しますが、当該ページはケアラー・ヤングケアラー支援の推進に関する項目であり、見出しにも「ケアラー」と記載しており、対象者は明確であることから、素案のとおりとします。また、『「家族も含めた必要な支援を実施します。」との表記にすべき』のご意見については、ケアラーには身近な人や友人も含まれており、家族に限定されるものではないことから、素案のとおりとします。なお、いただいたご意見は今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
38	【実施事業】として、「1-④多機関・多職種連携による支援の流れをつくる」を追加すべき。	59ページ	1	基本目標2「市民の暮らしを支える支援体制づくり」においては、複数の機関、人がそれぞれの分野、職種を超えて、多機関・多職種による連携が欠かせないと考えております。個別事業としての掲載はいたしません。また、いただいたご意見については、ケアラー・ヤングケアラーも含めた、支援を必要としている市民に対する包括的な支援体制づくりを進めていく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
39	【実施事業】として、「2-②家族介護者の周知及び支援体制の充実」における「家族介護者」の表記を「ケアラー」とすべき。	59ページ	1	御意見の趣旨を踏まえるとともに、「①ケアラー・ヤングケアラー啓発事業」との関係性を整理したうえで、素案を修正いたします。	素案を修正いたします。
40	【実施事業】として、「3-⑤関係する行政職員向けの研修実施」「3-⑥ケアラー・ヤングケアラーと出会う可能性のある事業所・保健・医療機関職員向けの研修実施」「3-⑦地域の団体、個人、社会福祉協議会職員への研修実施」「3-⑧ケアラー支援専門員の養成と設置（支援体制を構築するため、情報提供、連絡調整、ネットワーク構築を担う）」を追記すべき。	60ページ	1	ご意見のとおり、日常的にケアラー・ヤングケアラーに関わる可能性が高い者への研修実施等を継続的に実施し、ケアラー・ヤングケアラーを社会全体で支えるための基盤を整えていくことが重要であると考えております。研修の充実を図っていくとともに、ケアラー支援専門員の設置等、いただいたご意見は、今後、必要性に対する整理を進めていく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
41	【取組の方向性】の「4. ケアラーの負担軽減のために、一時的に介護等を提供する取組を推進します。」について、「4. ケアラーの負担軽減のために、緊急時及び一時的に介護等を提供する取組及びケアラーへのレスパイト提供の取組を推進します。」との表記にすべき。	60ページ	1	【取組の方向性】については、ケアラー支援条例第9条第1項各号の区分を基本としているため、表記についてはこのままとさせていただきます。しかしながら、緊急時のケアラーへの対応支援、あるいは、ケアラー支援の根幹でもあるレスパイトサービスの重要性はご意見のとおりと考えておりますので、介護の場からケアラーが安心して「離れる」ことのできるようになるよう、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）素案」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
42	【実施事業】の「4-④ヤングケアラー訪問支援事業」に関連して、全世代のケアラーを対象として訪問支援事業も創設すべき。	60ページ	1	ヤングケアラー訪問支援事業については、今年度9月から事業開始となったところですが、ヤングケアラー以外のケアラー全般を対象とした事業についても、既存事業の不足部分等を把握しながら、事業の拡大や新たな事業の検討を進めるなど、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
43	【取組の方向性】の「5. ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるための取組を推進します。」について、ここでも、ケアラー支援の啓発を行い、無理せず、支援を受けながらケアラーがケアとのバランスを取り、人生を爽り多いものとしてもらえるようにして下さい。	61ページ	1	いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
44	【実施事業】として、「6-⑧地域の支えあいによるケアラー支援の推進」を追加すべき。（ケアラーを社会で支えるためには、地域の支えあいが必要です。身近なケアラーズサロンを市民が運営しており、ケアラー同士がお互いのケアの悩みを話し合う場所になっています。もっと増やすため、民間支援団体の支援を行ってください。（条例第9条第1項第5号関係）	62ページ	1	ケアラー支援において、ケアラーの居場所づくりを進める民間支援団体等が相互に連携を図ることが必要であると考えております。条例の趣旨を踏まえ、いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
45	【実施事業】として、「7-⑥ヤングケアラーの居場所づくり」を追加すべき。	63ページ	1	いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
46	【実施事業】として、「若者ケアラーの支援」を追加すべき。（高等教育、就労、就労継続支援）	63ページ	1	ご意見のとおり、若者ケアラーの支援は重要であると考えており、若者の就労や復学へ向けた支援としての既存事業がございますので、今後も継続して行っております。	素案のとおりといたします。
47	【実施事業】の「8-②障害分野のケアラー実態調査」について、「障害者のケアラー」を「障害児者のケアラー」と表記すべき。	64ページ	1	ご意見を踏まえて、修正させていただきます。	素案を修正いたします。
48	【実施事業】の「8-③ヤングケアラー実態調査」について、「市立中・高等・中等教育学校の生徒」を「市立小・中・高等・中等教育学校の生徒」と修正いたします。	64ページ	1	ご意見の趣旨を踏まえて、表記を「市立学校に通う児童生徒」と修正いたします。	素案を修正いたします。
49	【取組の方向性】として、「9. ケアラー支援推進センターの設置」を追加すべき。（ケアラー・ヤングケアラー支援のための人材育成、支援を通じた地域福祉の推進（ケアラーの拠りどころとなることを含む）を担う）	64ページ	1	ケアラー支援推進の拠点となるような機関については、その実施主体やあり方等、まだ整理できていない部分が多く、いただいたご意見は、今後、必要性に対する整理を進めていく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	11名
意見項目数	49件
修正項目数	11件